



産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書



排出事業者： 株式会社リフォームの千葉（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者： 株式会社サイコー（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： 宮城県内の事業場 から排出される産業廃棄物の
収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を乙のホームページ等で公開することとし、甲及び乙は変更後の許可証の写しを各々本契約書に添付することとする。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 宮城県

許可の有効期限： 平成38年4月5日

事業範囲： 許可証参照

許可の条件： なし

許可番号： 00400015568

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 仙台市

許可の有効期限： 令和6年10月19日

事業区分： 許可証参照

産業廃棄物の種類： 許可証参照

許可の条件： なし

許可番号： 05420015568



2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。委託単価については、乙は甲に見積書を提示し、双方協議の上、都度詳細な単価を決定する。また、下記廃棄物は甲自ら運搬する場合もあるものとする。

産業廃棄物の種類	混合廃棄物 (廃プラ、金属、ガラス陶、木くず)	混合廃棄物：太陽光パネル (廃プラ、金属、ガラス陶)
委託する数量	1,000kg/年	500kg/年
処分単価	120 円/kg	100 円/kg
収集運搬単価	25,000 円/車 (年 3 車予定)	

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること)

①輸入廃棄物：無

②輸入廃棄物：有

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：株式会社 サイコー 仙台港資源化センター

所在地：宮城県仙台市宮城野区蒲生二丁目2-1

処分の方法：許可証参照

施設の処理能力：許可証参照

5. (中間処理後の再中間処理先及び最終処分〔再生を含む〕の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の再中間処分及び最終処分先(予定)は別紙参照とする。

6. (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面(FAX、メール可)をもって乙に提供しなければならない。また必要に応じて以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その事項

ク その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面(FAX、メール可)をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：該当なし

提示する時期又は回数：該当なし

第4条(甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニ

フェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 乙は、収集・運搬及び処分業務の報酬を毎月末締めで甲に対し書面で請求し、甲は翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に

自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲または乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他手続きを要しないで甲乙間で締結する本契約の全部または一部を解除できる。

- （1）甲または乙（甲または乙の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であった場合。
- （2）甲または乙が反社会的勢力と人的、資本的または経済的（不当な利益供与を行う経済取引を含む。）に関係があると認められた場合。
- （3）自ら反社会的勢力であることを標榜し、または自らの関係者が反社会的勢力であると標榜する場合。
- （4）甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
- （5）甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合。
- （6）甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある場合。
- （7）甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合。
- （8）甲または乙が継続して、あるいは反復して法令に違反し、または公序良俗に反する行為や事業を行っている場合。

2. 甲または乙は、本条の規定により、この本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合、解除した当事者である甲または乙の被った損害について、被解除当事者となる相手方に賠償請求することができる。

3. 甲または乙は、本条の規定により本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合、被解除当事者となる相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

この契約は、有効期間を2024年4月1日から2025年3月31日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合を除き、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

- （1）期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れが行われた場合
- （2）期間満了時点で、本契約に基づき乙が甲から委託された最後の産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務の完了日から3年以上経過していた場合

以上の合意の証として、本書2通又は本電磁的記録を作成し、甲乙が記名押印又は電子署名を施した上、各自本書1通又は本電磁的記録を保有する。

2024年4月1日

甲 住所 〒981-8002 仙台市泉区南光台南1丁目1-9
名称 株式会社 リフォームの千葉
代表者 代表取締役 千葉 東



乙 住所 仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4
名称 株式会社 サイコー
代表者 代表取締役 齋藤 孝志



許可番号00400015568

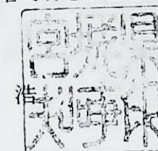
産業廃棄物収集運搬業許可証

所 宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4
名 株式会社サイコー
代表取締役 齋藤 孝志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成31年4月6日
許可の有効年月日 平成38年4月5日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類
（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成6年4月6日許可
平成11年4月6日更新許可
平成16年4月6日更新許可
平成21年4月6日更新許可
平成26年4月6日更新許可
平成31年4月6日更新許可
- 5 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。